

# 11月・12月は、滞納整理強化月間です!!

納期内納付の御協力を  
お願いいたします

市税は、市民の皆さまの安心で健康的な生活を維持するためのまちづくりを支える大切な財源です。

多くの納税者の方が、決められた納期限までに納めていただいておりますが、残念ながら様々な理由で滞納されている方もいます。

このようなことから、県内の全市町は県と連携して、納期内納付をされている方との公平性を保つため、11月から12月までの2か月間を滞納整理強化月間に設定して、滞納処分の強化に取り組みます。

## 市税の滞納解消に向けて

近年の景気の低迷により、市税収入が減少する一方、市税の滞納が高い水準にあります。平成28年度の徴収率は、91・6%と前年度に比べ増加しておりますが、依然厳しい状況にあります。

滞納は市の財政を圧迫し、市民の皆さまの行政サービスに大きな影響を与えます。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

年度	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
現年課税	3,001	2,903	96.7%	2,913	2,836	97.4%	2,908	2,845	97.8%
滞納繰越	467	101	21.7%	377	119	31.5%	290	85	29.3%
合計	3,468	3,004	86.6%	3,290	2,955	89.8%	3,199	2,930	91.6%

※金額は、一般会計市税（市民税、固定資産税、軽自動車税等）の決算数値

## 滞納処分の強化について

税務課では、督促状や催告書を送付しても応答がなく、納付できるにもかかわらず納付のない滞納者に対し、差押

などの滞納処分を行います。また、賀茂地方税債権整理回収協議会と連携し、徹底した財産調査を行い、差押、捜索、公売などの滞納処分の強化を図ります。

徴収困難な滞納者については、地方税の滞納整理の専門機関である静岡地方税滞納整理機構に移管し、徹底した滞納処分を行います。

年度	移管件数	差押等による徴収金額
平成 25 年度	15 件	10,308 千円
平成 26 年度	15 件	18,322 千円
平成 27 年度	15 件	57,526 千円
平成 28 年度	20 件	28,515 千円

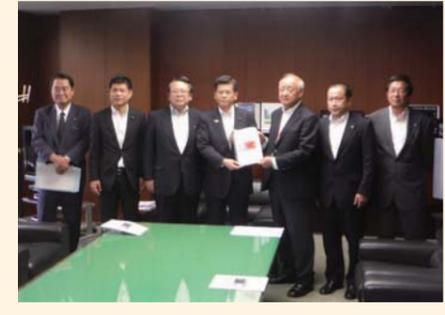
## 困ったときは、お早めにご相談ください!

病气や失業などの特別な事情があり納付が困難な方や、納付が遅れている方は、お早めに税務課収納係にご相談ください。

問合せ先  
税務課収納係（窓口⑦）  
☎22218

## 下田再興日誌（福井祐輔市長の活動報告）

8月22日（火）  
国土交通大臣への要望活動（東京都）



- ・ 8月30日（水） 伊豆半島の東海岸の関係首長、市町議員とともに国土交通省本省を訪問し、伊豆縦貫自動車道の早期全線開通について要望活動を行いました。
- ・ 9月4日（月） サンフロント21懇話会伊豆地区分科会（伊豆の国市）
- ・ 9月5日（火） 県定例市長会議
- ・ 9月8日（金） 下田市スポーツ祭総合開会式
- ・ 9月9日（土） ビッグシャワー開会式
- ・ 9月13日（水） 市議会9月定例会

8月後半～9月前半の  
主な活動報告

- ・ 8月17日（木） 歴史的風致維持向上計画策定協議会委嘱状交付
- ・ 8月18日（金） 豪・マルチドーライフセービングクラブ来訪
- ・ 8月20日（日） 県民の日イベントボランティアガイドツアー参加
- ・ 8月30日（水） 中部地方整備局要望活動（名古屋市）

ぜひご利用ください  
下田市メール配信サービス  
同報無線の内容や市の情報を配信しています



# 防災かわら版

問合せ先  
防災安全課防災係（窓口⑩）☎41445



平成28年8月に発生した台風災害では、岩手県の高齢者施設において「避難準備情報」の意味が伝わっておらず、適切な避難行動が取られなかったことが課題となりました。

それを受け、避難指示・避難準備情報の名称が次のとおりに変更されました。

## 避難指示↓避難指示（緊急）

緊急に避難してください。外への避難が危険な場合は、屋内の安全な所へ避難してください。

## 避難勧告↓避難勧告

速やかに避難を開始してください。外出するとかえって命に危険が及ぶような場合は、屋内のより安全な場所に避難してください。

## 避難準備情報

お年寄りの方、体の不自由な方など、避難に時間がかか

## 災害情報伝達手段

市では、市民の皆さまがいち早く災害情報入手できるように、様々な方法で情報の発信を行っています。

### ◎防災無線

広報しもだのような市からのお知らせの他、災害時は地域情報や交通情報等をいち早く正確に伝達できるよう、防災無線を整備しています。

防災無線が聞き取りづらいときには、次のような方法でも確認いただけます。

◎防災ラジオ  
防災安全課窓口で購入できます。（1台1,500円、複数購入可。）



### ◎メール配信サービス

広報しもだの放送内容等をメールでお届けしています。ページ上部QRコードを読み取り、登録してください。

### ◎気象庁のホームページ

気象庁が発表した防災気象情報をご覧いただけます。  
(http://www.jma.go.jp)

### ◎サイポスリーダー

県内の河川水位や、雨量等の防災気象情報をご覧いただけます。  
(http://siposshizuoka.jp)

## 助けあい、支えあう「年金」ってとっても大事

### 任意加入制度のご案内

やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間や国民年金に加入していなかった期間がある場合は、その期間に応じて年金額が少なくなります。

国民年金では、本人の申出により、保険料の納付済み期間が40年間（480月）に満たない場合であって、厚生年金等に加入していないときは、60歳から65歳になるまでの間、任意加入して年金額を増やすことができます。

老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済み期間や保険料免除期間などが原則として10年（120月）以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することがあります（昭和40年4月1日以前に生まれた方に限ります）。

また、海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することができます。

## 日本に居住する外国人の方も国民年金に加入します

外国籍の方でも、20歳以上60歳未満で日本国内に住所がある場合、国民年金に加入しなければなりません（厚生年金等に加入している方を除く）。

加入手続は住民登録のある市区町村の国民年金担当窓口で行います。

なお、外国籍の方が国民年金保険料を6か月以上納めて年金給付を受けずに帰国した場合などは、出国後2年以内に請求手続をすると、保険料を納めた期間に応じて脱退一時金を受けることができます。

問合せ先  
市民保健課国保年金係  
(窓口③) ☎23922